

重点事項について（案）

資料6

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. 子ども・子育て について、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの	12	1番～12番	9～14
2. 街づくりや土地・施設の有効活用 について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	8	13番～20番	15～20
3. 医療・福祉 について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	7	21番～27番	21～24
4. マイナンバー について、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの	3	28番～30番	25～27
5. 消防・災害対策等 について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの	5	31番～35番	28～30
6. 技術の活用 について、関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの	3	36番～38番	31～33
7. 公園の利活用 について、運用の見直しにより保全と活用の両立を図るもの	2	39番～40番	34
8. 地域交通 について、手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの	3	41番～43番	35～36
9. その他の各分野 について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの	8	44番～51番	37～41

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の経過措置規定に関する見直し (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>九重町、豊中市、館山市、九州地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園について、平成31年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る経過措置期間(保育士と幼稚園教諭免許の両資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる)を延長する。 制度改正により、保育教諭の担い手が確保されることで、施設の持続可能な運営につながり、地域における子ども子育て環境の充実に資する。</p>
2	<p>一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大 (児童福祉法、教育職員免許法) 【省令改正】</p>	<p>南房総市、水戸市 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>一時預かり事業(幼稚園型)では、教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭を1/3以上配置する必要があるが、(1)又は(2)に掲げる者についても、保育士等と同様、1/3以上配置すべき者の中に含める。 (1)幼稚園教諭免許状未更新者であって、市区町村長等が実施する研修を受講し、市区町村長が認めた者 (2)小学校教諭及び養護学校教諭 また、幼稚園免許更新講習を受講できる者に、一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含める。 これらの改正により、一時預かり事業における円滑な人材確保に資する。</p>

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し (児童福祉法) 【省令改正】</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (厚生労働省)</p>	<p>児童養護施設に配置する職員のうち、児童指導員及び保育士のほか、定数に幼稚園教諭を含めることを可能とする。 制度改正により、児童養護施設における円滑な人材確保に資する。</p>
4	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法) 【法律改正等】</p> <p>【29年フォローアップ案件含】 【28年フォローアップ案件含】</p>	<p>豊田市、うるま市、九州地方知事会、長洲町、岐阜県、本巢市、中津川市、全国知事会、全国市長会、全国町村会、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。 制度改正により、地域の実情に応じて必要な人材を確保することができるようになり、放課後児童クラブの持続的な運営の確保や、待機児童の解消に資する。</p>

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し (児童福祉法) 【省令改正】	さいたま市、特別区 長会 (内閣府、厚生労働省)	<p>平成31年度末まで設けられている家庭的保育事業等の連携施設に係る経過措置期間を延長する。</p> <p>家庭的保育事業等は、卒園時の受け皿として、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を確保する必要があるが、本連携施設の対象に、市区町村が一定の基準を満たしていると認める認可外保育施設、企業主導型保育所等を追加する。</p> <p>これらの制度改正により、連携施設の確保を引き続き行いつつ事業運営が可能となることで、保育の受け皿確保に資する。</p>
6	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し (児童福祉法) 【法律改正】	東大阪市 (厚生労働省)	<p>学校教育法第1条に規定する学校(例:高等学校、高等専門学校等)に通う障害児が対象となっている放課後等デイサービスについて、専修学校に通う障害児も利用できるようにする。</p> <p>制度改正により、専修学校に進学した場合でもそれまで受けていた放課後等デイサービスを継続して利用できるようになり、住民サービスの向上に資する。</p>

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等 (児童福祉法、子ども・子育て支援法) 【省令改正等】	沖縄市 (内閣府、厚生労働省)	原則として3歳未満児を対象として実施している保育所型事業所内保育事業について、3～5歳児の受け入れも可能とし、卒園時の受け皿となる連携施設の確保を不要とする。 制度改正により、多様な事業形態での保育の実施が可能となるとともに、保育の受け皿確保に資する。
8	共同保育の実施可能日の拡大 (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【省令改正等】	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)	利用児童の少ない土曜日に認められている、「共同保育(複数の保育所等の児童に対する保育を1つの保育所等で実施するもの)」の実施について、土曜日と同様に利用児童の少ない盆・年末年始等においても可能とする。 制度改正により、保育士・事業者の負担軽減等が図ることができ、就労促進や定着率の向上など、保育士不足の解消等に資する。

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	療育手帳の交付決定 権限の都道府県から 児童相談所を設置し ている中核市への移 譲 (療育手帳制度要綱) 【通知改正】	兵庫県、滋賀県、大 阪府、堺市、明石市、 鳥取県、徳島県、関 西広域連合 (厚生労働省)	療育手帳の交付の可否を決定する権限を、都道府県知事等から児童相談所を 設置している中核市に移譲する。 制度改正により、知的障害児(者)に対して一貫した手続や指導・相談が可能とな り、住民サービスの向上に資する。
10	子ども・子育て支援 新制度における保育 士等の処遇改善に係 る制約の見直し (子ども・子育て支援 法) 【通知改正】	静岡県、神奈川県、 浜松市、沼津市、三 島市、伊東市、富士 市、藤枝市、御殿場 市、袋井市、湖西市、 牧之原市、長泉町、 吉田町 (内閣府、文部科学 省、厚生労働省)	保育士等の技能・経験に応じた処遇改善について、対象人数や金額の配分等の 国の制約を見直し、各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が地方の 判断で可能となるようにする。 制度改正により、地域の実情に応じて、保育士等の処遇改善が可能となり、保育 士等の担い手確保に資する。

重点事項について（案）

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p>学校給食費に係る児童手当からの特別徴収 （学校給食法、児童手当法） 【法律改正】</p> <p>【29年フォローアップ案件】</p>	伊丹市 （内閣府、文部科学省）	<p>学校給食費について、児童手当からの特別徴収が可能となるよう、会計方式や債権の種類の法的位置付けを明確にする。</p> <p>制度改正により、滞納整理に係る学校現場の負担軽減や、給食費負担の公平性担保が図られる。</p>
12	<p>育児休業等の期間延長に係る手続の見直し （雇用保険法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律） 【通知改正】</p>	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 （厚生労働省）	<p>育児休業の期間の延長及び育児休業給付金の支給期間の延長に際しては、市町村が発行する保留通知書（保育の実施が行われないことを確認する書類）を、保護者が事業主及びハローワークに提出することとされているが、復職の意思がない保護者が、保留通知書の入手を目的として保育の実施を希望し、保育所の利用調整に支障が生じているため、保留通知書の発行に代わる、保育の実施が困難である旨を証明する方法について検討を行う。</p>

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p>農地中間管理事業に係る制度の見直し （農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、土地改良法） 【法律改正】</p>	<p>青森県、秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、九州地方知事会 （農林水産省）</p>	<p>農地中間管理事業に係る制度について、下記の事項を見直すことで、円滑かつ効率的な事業実施に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地利用集積計画や農用地利用配分計画の作成事務を簡素化・迅速化するための措置を講ずる。（例：農用地利用配分計画の縦覧の廃止、農用地利用配分計画の都道府県知事による認可の廃止 等） ○ 農地中間管理権及びその利用権の存続期間延長手続きを簡素化し、関係者間の合意による延長を可能とする。 ○ 改正土地改良法施行前に農地中間管理権を設定した農地についても、関係者間の合意がある場合には、土地改良事業を実施可能とする。 ○ 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に係る業務のうち単純な業務の委託を行う際の都道府県知事承認を廃止する。

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
14	<p>土地改良事業に係る 受益地の変更要件等 の明確化 (土地改良法) 【通知改正等】</p>	<p>岡山県 (農林水産省)</p>	<p>土地改良事業について、着手から完了までの間に社会情勢の変化等が生じた場合、受益地設定を含む事業計画の変更を可能とする。 また、受益地の変更可否の判断基準や変更手続、補助金返還のルール等を明確化することで、地域の実情に合った土地改良事業の実施や土地利用の実現に資する。</p>
15	<p>町村の都市計画に係る 都道府県同意の廃止 (都市計画法) 【法律改正】</p> <p>【26年フォローアップ案件】</p>	<p>酒々井町、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>町村の都市計画決定に必要な都道府県知事の同意を廃止し、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。</p>

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	<p>公立社会教育施設について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法、博物館法) 【法律改正】</p> <p>【29年フォローアップ案件含】 【26年フォローアップ案件含】</p>	<p>名張市、北海道、群馬県、九州地方知事会 (文部科学省)</p>	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、移管された当該地方公共団体においては、観光分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等が図られる。</p>

※ 平成29年提案「博物館を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする義務付け・枠付けの見直し」（北海道）に係る検討状況について

- 昨年、北海道より、博物館を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする見直しについて提案。
- 提案募集専門検討部会等における議論の結果、平成29年対応方針において「平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされた。
- 平成30年2月9日、対応方針等を踏まえ、文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、以後議論。
- 当該ワーキンググループの検討結果を踏まえ、現在、生涯学習分科会において議論がなされているところ。

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
17	指定管理者制度の対象施設の見直し (地方自治法) 【法律改正】	浜松市、裾野市 (総務省)	「公の施設」とされていない学校給食センター等の施設でも指定管理者制度を導入できるようにすることで、民間事業者の創意工夫による施設運営が推進され、住民サービスの向上及び財政コストの削減を図ることができる。

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
18	<p>公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し (地方独立行政法人法) 【法律改正】</p>	<p>指定都市市長会 (総務省、文部科学省)</p>	<p>公立大学法人も国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない用途としての、土地等の第三者貸付を可能とすることにより、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。</p>
19	<p>火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直し (墓地、埋葬等に関する法律) 【法律改正等】</p>	<p>富山市 (厚生労働省)</p>	<p>高齢化、人口減少等の進展に伴い、市民生活に不可欠な火葬場の更新が喫緊の課題となっているところ、官民の関係者が参画する法定協議会を設置することを可能とすること等により、地方公共団体の枠を超えた広域化や官民連携による効率的な火葬場の設置・運営を推進する。</p>

重点事項について（案）

2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
20	<p>郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し （地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律等） 【法律改正】</p>	<p>大村市 （内閣府、総務省）</p>	<p>以下の措置を講ずることにより、マイナンバーカードの交付に係る住民の利便性を向上させるとともに、交付に係る市区町村の事務の効率化による事務負担の軽減を図る。</p> <p>①顔写真のない身分証明書を所持する請求者の代理人が、交付時来庁方式によってマイナンバーカードの交付を求める場合について、本人限定郵便による交付を認めること</p> <p>②マイナンバーカードの交付手続については、少なくとも一度は市区町村の窓口に来庁しなければならないところ、郵便局員によるマイナンバー法上の本人確認を可能とすること等により、市区町村の窓口に来庁することなく、市区町村をネットワークで網羅する郵便局におけるマイナンバーカードの申請及び交付を可能とすること</p>

重点事項について（案）

3. 医療・福祉について、 要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
21	<p>介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p>	<p>所沢市、那覇市 (厚生労働省)</p>	<p>地方自治体が、介護認定の訪問調査を法人へ委託する際、法人の職員には介護支援専門員の資格要件が課されているところであるが、これを「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げるよう求めるもの。これにより、調査員の確保が円滑になり、法人での受託件数の増加及び調査業務に要する日数の短縮が図られる。</p>
22	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、事業所は市町村ごとに事業指定を受けなければならないとされている。その際、事業所では、サービス受給者が所在する市町村全てから、指定を受ける必要があるため、事務量が増加している。また市町村においても、当該市町村の区域外に事務所を置く事業所からの申請が多く、事務量の増加に繋がっていることから、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに、一括(広域的)で申請を受理及び指定できるようにすることを求めるもの。 これにより、市町村及び事業所において事務負担の軽減が図られる。</p>

重点事項について（案）

3. 医療・福祉について、 要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
23	重度訪問介護の訪問 先の見直し (障害者総合支援法) 【省令改正】	さいたま市 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常時介護が必要な重度障害者に対する障害福祉サービスである「重度訪問介護」のサービス提供場所は、現行では居宅又は病院等に限定されている。 ○ 常時介護が必要な重度障害者が在宅就労している場合、その就労時間中、居宅は職場とみなされるため、「重度訪問介護」を利用することができない。 ○ 在宅就労している場合に居宅でも「重度訪問介護」を利用できるようにすることで、重度障害者の就労を支援し、社会進出を推進することができる。
24	介護保険における施設移転に係る住所地 特例の見直し (介護保険法) 【法律改正】	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 (厚生労働省)	住所地特例(最初に居住していた市町村が保険者となること)対象施設に別の市町村から移ってきた者が、当該施設と同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移る場合に住所地特例を適用することにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。

重点事項について（案）

3. 医療・福祉について、 要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
25	<p>介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し (社会福祉法、国有財産特別措置法) 【通知改正】</p>	<p>兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (財務省、厚生労働省)</p>	<p>都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に貸付料が減額されるが、対象施設に介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることによって、都市部等における施設整備の促進が期待でき、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。</p>
26	<p>へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等) 【法律改正】</p>	<p>萩市 (厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配置が義務づけられている薬局の管理者たる薬剤師に係る兼務許可要件について、現行では非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等に限定されている。 ○ 薬剤師の確保が困難なへき地の場合には、他の薬局の管理者(薬剤師)との兼務など都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和することにより、へき地における医療を持続可能なものとする。

重点事項について（案）

3. 医療・福祉について、 要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
27	食品の特別用途表示 の許可申請に係る都 道府県経由事務の廃 止 (健康増進法) 【法律改正】	愛知県 (消費者庁)	<p>食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県を經由して消費者庁に提出されており、許可書についても、消費者庁から都道府県を經由し、申請者に送付される。</p> <p>実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行う事務は部数や項目の確認など形式的なものであるため、都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、消費者庁へ申請することで申請者は迅速に審査許可を受けることが可能となる。また、地方自治体の事務負担にもつながる。</p>

重点事項について（案）

4. マイナンバーについて、 手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
28	<p>マイナンバーによる 情報連携の項目追加 等について （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等） 【省令改正】</p>	<p>広島県、広島市、相模原市 （内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）</p>	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務のうち以下の各事務に関して、マイナンバー制度による情報連携の項目等を追加することより、住民の利便性向上と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>①生活保護法による保護の決定事務について労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を追加 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務及び児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務について地方公共団体が健康保険組合に対して確認する高額療養費の情報を追加</p>

重点事項について（案）

4. マイナンバーについて、 手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
29	再発行事務における マイナンバー記入の 廃止 (介護保険法等) 【省令改正】 【29年フォローアップ案件含】	各務原市、今治市 (内閣府、厚生労働 省)	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務である以下の各事務に関しては、公的証明書の再交付事務についても、マイナンバーの提出を求めることとされているところ、マイナンバーの利用が想定されない再交付事務については、マイナンバーの記入を廃止することにより、マイナンバーの提示に係る住民の負担軽減と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none">① 介護保険事務② 医療保険事務③ 障害者福祉事務

重点事項について（案）

4. マイナンバーについて、 手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
30	<p>マイナンバー利用と個人情報保護の両立 (住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等) 【通知改正】</p>	<p>豊田市、郡山市、千葉県 (内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省(国税庁))</p>	<p>以下の措置を講ずることにより、マイナンバー利用と個人情報保護の両立を推進する。</p> <p>①マイナンバーが記載された住民票の制度的な位置付けについて明確化すること ②死亡保険金の受取り時の手続に関して、故人のマイナンバーの確認が通知カードやマイナンバーカードによりがたい場合について、マイナンバーの記載がなくとも受取人が保険会社に関係書類を提出できることを明確化すること ③マイナポータルにおける特定個人情報の使用履歴閲覧機能について、同一住所地に居住する住民間での取扱いを個人情報保護の観点から適正なものとする</p>

重点事項について（案）

5. 消防・災害対策等について、 現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
31	<p>地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し (航空法) 【法律改正等】</p>	<p>川口市 (国土交通省)</p>	<p>地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練が円滑に実施できるよう、人口集中地区であっても、安全を確保し、補助者の立合い等がある場合には、国土交通大臣の許可なく飛行訓練を実施可能とする等の措置を講ずる。これにより、無人航空機を活用した地方公共団体の災害対応に資する。</p>
32	<p>災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し (災害救助法) 【通知改正】</p>	<p>熊本市 (内閣府)</p>	<p>災害救助法による救助における公的住宅の空き住戸のフル活用、借上型応急仮設住宅から恒久的住宅への円滑な移行を通じた被災者支援を行うため、負担能力に応じた借上型応急仮設住宅の家賃の一部の負担を原則とする制度の創設を求める。</p> <p>これにより、公的住宅の空き住戸をフル活用した被災者の迅速な支援と被災者の恒久的住宅の早期の確保を図るとともに、被災者は家賃上限を若干上回る物件であれば借上型応急仮設住宅として選定できるようになり、被災者の選択肢の拡大に資する。</p>

重点事項について（案）

5. 消防・災害対策等について、 現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
33	災害援護資金の貸付制度の見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律施行令) 【政令改正】	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町、 熊本市 (内閣府)	<p>市町村が実施する災害援護資金の貸付けについては、保証人の確保が厳しい状況であることから、以下の措置を講ずることにより、被災者の円滑な生活再建の実現を図り、災害援護資金に係る債権管理事務の効率化に資する。</p> <p>①保証人に代えて保証会社の保証を活用することや、返済能力に応じた貸付限度額を設けることなどにより、被災者が無理なく借りて返済できるようにすること。 ②償還手続において、他の償還方式と同様に月賦払いについても、特段の手続を要せずに選択可能とすること。</p>
34	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 【省令改正】	熊本市、指定都市市長会、袋井市 (環境省)	<p>非常災害又は行政代執行により発生した一般廃棄物を処理する際、産業廃棄物処理施設の設置者が一般廃棄物の処理を可能とする特例の対象に、以下の一般廃棄物及び処理施設を追加することで、施設設置に係る手続きを緩和するとともに、停滞している廃棄物処理が迅速化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石膏ボード(ガラスくず)及び、その粉碎処理施設(熊本市、指定都市市長会) ・有害物質を含む一般廃棄物(鉛を含む廃ブラウン管ガラス等)及び、その熔融処理施設(袋井市)

重点事項について（案）

5. 消防・災害対策等について、 現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
35	<p>消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設 (道路交通法、道路交通法施行令、自衛隊法、自衛隊法施行令等) 【政令改正】</p>	<p>鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (警察庁、総務省、防衛省)</p>	<p>消防車両を運転できる若手消防団員等の不足が問題化しているところ、消防団員等について以下の措置を講ずることにより、地域の消防、防災体制の確保及び消防と自衛隊との連携強化を図る。</p> <p>①消防団員が準中型の消防用緊急自動車等を運転できるよう、消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に基づき公安委員会に届け出た教習計画に従い、消防団員が地域の消防学校等で教習を受講できるようにするとともに、一定の条件下で当該審査と同時に普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の審査が兼ねられるようにし、当該教習を修了した消防団員については、公安委員会の指定する自動車教習所で普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の教習を修了した場合と同様の取扱いとすること。</p> <p>②一定の運転適性を有する消防団員等について、自衛隊自動車訓練所における免許取得に向けた教習を受講できるようにするとともに、当該教習を修了し免許を取得する消防団員等の中型車以上の消防用緊急自動車等の運転に係る年齢制限や運転経験年数について、自衛官と同様の取扱いとすること。</p>

重点事項について（案）

6. 技術の活用について、 関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
36	<p>電子マネーを利用した公金の収納を可能とする見直し (地方自治法、地方税法) 【法律改正】</p>	<p>茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都、広島市、広島県 (総務省)</p>	<p>地方自治体の収入の方法について、電子マネーによる公金収納を可能とすることで、税金及び施設利用料等の支払手段が広がり、住民や観光客の利便性向上に資する。</p>

重点事項について（案）

6. 技術の活用について、 関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る運転免許要件の明確化 (「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』に係る取扱いについて」 通達) 【通知改正】	横浜市 (警察庁)	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ)の公道走行については実証実験が進められているところ、当該実証実験において訪日外国人によるセグウェイの公道走行が可能となるよう、必要となる運転免許要件を明確化することにより、更なる観光振興を図る。

重点事項について（案）

6. 技術の活用について、 関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
38	高等学校の遠隔教育 におけるオンデマ ンド型授業の実施に係 る見直し (学校教育法施行規則) 【省令改正】	高知県、愛媛県 (文部科学省)	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認められているオンデマンド型授業(随時講義を視聴することができるビデオ型授業)を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大することにより、教育環境に制約の多い中山間地域の生徒の多様かつ高度な教育機会の確保を図る。

重点事項について（案）

7. 公園の利活用について、 運用の見直しにより保全と活用の両立を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
39	<p>国定公園の指定日前から存在する建築物の許可基準の見直し (自然公園法) 【省令改正】</p>	<p>菰野町、三重県 (環境省)</p>	<p>国定公園の指定日前より存在する建築物について、増築、改築等の計画がない状態で取り壊しを行った場合で、長期間経過後に、同じ場所に建築物を設置する際は、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。 このことにより、国定公園内の廃屋等の撤去・建替えが進み、景観保存のみならず、衛生・防犯・防災の向上に資する。</p>
40	<p>国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業（宿舎）として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲 (自然公園法) 【法律改正等】</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 (環境省)</p>	<p>国立公園の集団施設地区内の認可権限について、施設の一部を一般利用に供する保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件を参酌基準として具体的に示し、都道府県知事に移譲すること。 都道府県知事が具体的な認可基準を明示することにより、地域の特性を生かした保養所等の利用が進み、国立公園の積極的な利用環境に資する。</p>

重点事項について（案）

8. 地域交通について、 手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
41	鉄道事業・一般乗合 旅客自動車運送事業 の輸送実績報告等の 提出先の国から都道 府県への変更 (鉄道事業法、道路運送 法) 【省令改正等】	千葉県 (国土交通省)	鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者による国への事業報告書及び実績報告書について、都道府県が希望する場合には、提出先を都道府県とすることを可能とすることで、都道府県が地域の公共交通網の維持のため、必要な施策を講じることができるようにする。

重点事項について（案）

8. 地域交通について、 手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
42	<p>自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し (道路運送法) 【法律改正等】</p>	<p>鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>自家用有償旅客運送が少量貨物運送を実施するためには、関係する貨物運送事業者の同意を得て、地方運輸局長の許可を受ける取扱いが行われているが、これらの手続・要件を緩和することで、地域における人流・物流の維持・確保に資する。</p>
43	<p>市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し (都市計画法) 【政令改正】</p>	<p>全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>市街化調整区域において、一般乗合旅客運送事業者による路線運行と同様に、区域運行等についても、事業の用に供する施設を開発許可なく設置することを可能とすることで、地域公共交通の維持・確保に資する。</p>

重点事項について（案）

9. その他の各分野について、 権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
44	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲 (電気工事業の業務の適正化に関する法律) 【法律改正】</p>	山梨県 (経済産業省)	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、都道府県知事が直接、危険等防止命令を出すことを可能とするとともに、登録電気工事業者等の情報を共有する仕組みを整備することにより、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにする。</p>

重点事項について（案）

9. その他の各分野について、 権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
45	建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し (建設業法) 【法律改正】 【29年フォローアップ案件】	神奈川県 (国土交通省)	国土交通大臣に提出する建設業の許可申請書その他の書類について、申請者等が都道府県を経由して提出する義務付けを廃止することで、申請者等の利便性向上や都道府県の事務負担軽減に資する。
46	教員免許に係る制度の見直し (教育職員免許法) 【省令改正等】	長野県 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧免許状所持者が別種の免許状を追加取得した場合に、新免許状の取扱いと同様、申請せずとも自動的に更新講習修了確認期限を延長(追加取得した免許状の日付を起算点とする)する。 ○ 取り扱いが異なる制度の誤認による免許状失効が減少する(免許状失効により、生徒が慣れ親しんだ教員から授業を受けられなくなることが想定される)。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧免許状には、更新講習修了確認期限が明記されておらず、新免許状には有効期間は明記されてはいるが、複数所持する場合、有効期間の把握が困難である。 ○ 教員免許状を集約し、修了確認期限又は有効期間満了日の明記がされることにより、正確な有効期間の把握が可能となり、教員の免許失効が減少する。

重点事項について（案）

9. その他の各分野について、 権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
47	<p>旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し (旅券法、地方自治法) 【法律改正等】</p>	<p>大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (総務省、外務省)</p>	<p>都道府県から市町村に対し、事務処理特例制度により旅券発給等の事務を移譲し、かつ、都道府県が証紙による手数料の収納を廃止した場合、旅券発行手数料は市町村が歳入歳出外現金として取り扱う必要があるが、歳入歳出外現金の事務は法律又はこれに基づく政令に定めがないことから私人への委託ができず、手数料の徴収事務のみ市町村職員が処理する必要がある。このため、当該公金の私人の取扱いを可能とすることで、民間活用の促進と事務の効率化を図り、住民の利便性向上に資する。</p>
48	<p>建築士審査会の委員任期の条例委任 (建築士法) 【法律改正】</p>	<p>群馬県、茨城県、栃木県 (国土交通省)</p>	<p>建築士法において2年と法定されている建築士審査会の委員の任期について、条例に委任することで、地域の実情に応じた柔軟な任期設定を可能とする。</p>

重点事項について（案）

9. その他の各分野について、 権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
49	指定都市における人事委員会の必置の見直し (地方公務員法) 【法律改正】	神戸市 (総務省)	首長に採用権限を付与するため、指定都市は人事委員会の代わりに公平委員会を置くことを可能とする。これにより、自治体が戦略的かつ機動的に人材の確保を行うことが出来るようになる。
50	海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し (漁業法) 【法律改正】	京都府、大阪府、兵庫 県、和歌山県、鳥 取県、徳島県 (農林水産省)	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、1人でも欠員が生じれば行うこととなっているが、地方議会議員選挙等と同様に、欠員が一定数に達したときに行うこととするよう緩和することで、安定的な委員会運営に資する。

重点事項について（案）

9. その他の各分野について、 権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
51	<p>財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方財政法) 【省令改正等】</p>	<p>京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (総務省)</p>	<p>①普通交付税算定は交付税算定業務支援システム ②地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査(決算統計)は、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、 ③財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告は、エクセル様式による提出とされている。</p> <p>財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における基準財政需要額算入見込額や決算統計の流動負債等などが重複しており転記する項目が多い。健全化判断比率の算定についてはエクセル様式の入力シートであり、入力が必要な項目も多く、複雑であるため、転記作業の業務負担量が大きい。</p> <p>そのため、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、事務負担の軽減を図る。</p>